



答申第543号
平成28年2月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年2月15日付け神戸市参区第2121号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

乳幼児等医療費助成制度拡充に伴う勧奨事務に係る住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 乳幼児医療費助成制度の助成要件である所得制限が一部撤廃されることに伴い、住民基本台帳情報を利用して、新たに乳幼児医療費助成の対象者となる方に勧奨通知することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

乳幼児等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

郵便番号

住所（漢字・コード）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

送付コード

氏名カナフラグ



答申第544号
平成28年2月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年2月15日付け神ここ第6019号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

母子家庭等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る
児童扶養手当支給対象者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 母子家庭等医療費助成制度の助成要件である所得制限が緩和されることに伴い、児童扶養手当支給対象者情報を利用して、新たに母子家庭等医療費助成の対象者となる方に勸奨通知することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

母子家庭等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る
児童扶養手当支給対象者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童扶養手当支給対象者情報】

住基個人番号

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

生年月日

区コード

住所（漢字・コード）

住所郵便番号

送付先（漢字・コード）

送付先郵便番号

証書番号



答申第545号
平成28年2月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年2月15日付け神保高
国第3235号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う
勸奨事務の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度において、助成要件である所得制限が緩和されることに伴い、乳幼児医療は住民基本台帳情報と、また、母子家庭等医療は児童扶養手当対象者情報と突合して、新たに対象者となる方を正確に抽出するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う
勸奨事務の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号
郵便番号
区コード
支所コード
住所（漢字・コード）
氏名（漢字・カナ・アルファベット）
通称名（漢字・カナ）
生年月日

【児童扶養手当支給対象者情報】

住基個人番号
氏名（漢字・カナ・アルファベット）
生年月日
区コード
住所（漢字・コード）
住所郵便番号
送付先（漢字・コード）
送付先郵便番号
証書番号

【福祉医療受給者情報】

住基個人番号